

近世北奥大名と寺社

長谷川成一

はじめに

- 一 成立期幕藩体制下の寺社の役
- 二 領内寺社統制の確立過程
- 三 天明期に至る領内寺社の役務
- 四 蝦夷地警備と領内寺社

むすび

はじめに

昭和五十六年に刊行された『思想』六八五号（岩波書店）において尾藤正英氏は、「徳川時代の社会と政治思想の特質」と題し、近世社会の特質を次のように論じた。近世社会は中世社会の「職」体系に代務するものとして「役」の体系をもち、兵農分離策は「役」の体系を樹立するところに目標があった。全社会的に組織された「役」の体系の中にあつては、人々はそれぞれの職業や社会的地位に応じて何らかの「役」もしくは「職分」を負い、天皇には天皇の、将軍には将軍の、その他農民・町人など各々が負うべき役が存在し、それは他の一面では「公務」すなわち国家に対する公的な義務の遂行、という性格をおびていたと説明している。

従来様々な角度から検討されてきた幕藩体制下の諸役についての概念を整理し、再編成した右の言説に接し、筆者はかねて抱懐してきた種々の疑問が氷解する思いがした。但し尾藤氏は右の論稿の中で、残念ながら寺社に勤仕する寺僧・社家の「役」について闕説しておられない。筆者は幕藩体制下では寺社にあつても、他階層と同様、「役」賦課は実施されたのではないかと考える。本稿では特に近世北奥地方の大名を分析対象として、右に述べた寺僧や社家の「役」について究明してゆきたい。北奥地方を特に組上に載せた理由は、同地方が後期幕藩体制下にあつて、他藩にはみられぬ蝦夷地警備という軍役を賦課されたことにある。つまりそれに対応するため、藩体制の内部変革を余儀なくされた各藩領内で、寺僧・社家の「役」にも独得の態様が現出したのではないかと考えた次第である。

本稿では、幕藩体制成立期における寺僧・社家の「役」の概略を明らかにし、以下、北奥大名である津軽藩を素材として寺社統制の確立過程、天明期に至る寺社の役務、蝦夷地警備と役務の変容について順次論を進めてゆきたい。なお、寺僧・社家の「役」という語は、繁雑さを回避するため、「寺社の役」と略記することを予め断っておく。

一 成立期幕藩体制下の寺社の役

辻善之助博士以来、幕藩体制における寺社政策の研究史にあっては、寺社法度の制定、本末制の確立、寺格・僧階の制定、キリシタン統制などの各方面から多くの研究を積み重ねてきた。⁽¹⁾ また寺社領に関しては、法制上の観点から官有地・私有地論争（三上・辻・芝三氏と中田氏との論争）が展開されてきたものの、寺社のもつ幕藩体制における機能や勤仕すべき諸役については、管見の限りでは豊田武博士による左の言及以外には殆ど見当たらなかった。

豊田博士は、「元来御朱印の寺社は他の寺社よりもなほ一層、五穀豊熟・万民安穩の儀を一統に祈願すべき義務をもつてゐた」と述べ、その義務は諸藩の將軍に対する軍役負担の義務等々と合わせ考えらるべき封建的義務の一つに外ならないとした。⁽²⁾ なお最近の研究では、宮地正人氏が「太政類典」に拠って朱印地を与えられた宮門跡を含めた諸寺社の場合、国家安泰の祈念等が国家の諸役に含まれたと述べており、⁽³⁾ これによって寺社領と「役」との関連が、ある程度明確化されたといつてもよいであろう。即ち知行を宛行うことによつて成立する、武家社会の御恩と奉公との関係とは、寺社の場合本来同一の性質をもつものではないが、幕藩支配権力から知行地を寺社が宛行われたことで、

寺社が負担すべき役務が当然設定されたと推察される。本章では寺領或いは神社領が如何なる役務を幕藩相互にわたって付与されて宛行われたのかについて、また前述豊田・宮地両氏の論述を更に吟味する意味も込めて、以下検討してゆくことにする。

周知の如く寺社領には、幕府から宛行われる朱印地と、藩領における黒印地の二種類が存在した。ここでは先に朱印地の場合をとりあげることにしたい。

幕府は寛文四・五年の全国的な朱印改によって、寺社領に朱印状を下付した。近刊の『寛文朱印留』上・下（東京大学出版会、昭和五十五年。以下『朱印留』と略記する）に収録された寺社へ宛てた朱印状をみてみると、朱印地の地名、石高、先判の年月日、所領安堵、課役免除、役務命令などの文言によって各状は構成されている。⁽⁴⁾ 役務命令は朱印状末尾に、「国家安泰可抽懇祈」「可専神事祭祀」「仏法紹隆無怠慢可勤仕」などの文言⁽⁵⁾によって表現され、武家や公家への朱印状とは性格の相違がある。宮地氏が述べた寺社の国家への諸役とは、「国家安泰可抽懇祈」の文言の存在を根拠としている。

さて『朱印留』の中で国家安泰祈禱の役務文言が記載されているのは、門跡領では二寺、諸社領は三十四社、真言宗五寺、天台宗十一寺、法相宗は二寺で、律宗・一向宗・禅宗・院家は皆無であった。寺院よりはやはり祈禱を主眼目とする神社に、国家安泰祈禱を要請する傾向が強いように見受けられる。地域的分布では、関東・中部・東海地方が圧倒的に多く、神社三十四社のうち二十社が同地方に所属する。これは徳川氏が、当該地域を戦国期以来基盤として勢力を涵養し伸長させていった歴史的経過と無関係とは思われない。社領の特定地域への集中を除けば、国家安泰祈禱を命ぜられた寺社の孰れも、一応全国的な広がりを見せており、国家安泰祈禱は全国的な規模を以て実施された

といっても過言ではない。

次に右の五十四寺社が、国家安泰祈禱を宛行状文言の中で命ぜられた時点、並びに徳川政権下において国家安泰祈禱を開始した時期が問題となろう。

五十四寺社の中で最も早い時期に徳川氏から領地を安堵されたのは、天正十九年十一月の先判によった旨のある、鎌倉の鶴岡八幡宮など六寺社である（『朱印留』）。右六寺社へ宛てた家康の同月寄進状⁶によれば、徳川家の武運長久祈禱と、祭祀・仏事に怠慢なきことを命じるものであった。即ち寛文の朱印改に際しての国家安泰祈禱命令は、寺社領を最初に宛行った時点で既に設定されたものではなかったのである。

中村孝也『徳川家康文書の研究』上・下巻之二（日本学術振興会、昭和三十三年三月）によって、寺社双方に発給した徳川家康の領地宛行状（寺社領とも四百通余）を検討すると、徳川政権成立期における寺社の役務については、次のようにまとめられるであろう（紙数の関係で詳細な論証過程は省略した）。

①慶長五年の関ヶ原役以前では、家康が五大老筆頭として最大の實力を保持したとはいえ、宛行状の中で国家安泰祈禱を命令するには至っていない。自家の武運長久祈禱と神事・仏事勅行を命じるものであった。②関ヶ原役以後は、寺院よりはむしろ神社へ重点的に国家安泰祈禱を命じ、慶長六年段階では奉書形式を採り、翌七年には朱印宛行状で同祈禱執行を命じた。③右の国家安泰祈禱命令が下されたのは、三河・下野・駿河・遠江・信濃などに所在する神社で、当該地方は孰れも戦国期徳川氏の勢力伸長と由縁の深い土地柄である。④山城国の諸寺社へ宛てた朱印状に祈禱命令の文言が登載されるのは、元和年間に入ってからで、大坂の陣との関わりが深かったと思われる。つまり豊臣氏と畿内有力寺社との関係を切断し、それらを徳川氏の自家薬籠中のものとする意図が隠されていたのであろう。

なお寺院においては、安泰を祈禱されるべき対象が国家・天下と一定しておらず、それも神社に較べ極めて少ない。各宗派・各寺へ宛てた法度では、神事・仏事勤行に精勤すべきこと、学問を怠るべからざることなどが主に定められ、例外的に慶長六年五月二十一日の高野山金剛峯寺衆徒へ宛てた「高野山中法度条々」、同十三年十月四日近江の成菩提院への法度に、天下安全祈念の文言が存在する。⁽⁷⁾ 金剛峯寺への寺領宛行状には、「可抽天長久御願円満一天泰平四海静謐精誠有也」⁽⁸⁾とあって、むしろ平和を祈禱する色合いが強く、広義に解釈すれば、天下・国家の安泰を祈禱するものといえなくもない。家康が金剛峯寺へ国家安泰を祈願させる法度と宛行状を同日に発給したのは、天正十三年に国家安泰祈禱を同寺へ命じた豊臣政権から、⁽⁹⁾ 全国政権としての伝統の継承を意図したものと推察する。

徳川政権は関ヶ原役後、慶長七年に至る迄の期間に、西軍に属した大名の改易と転封を実施し、加封取立或いは新たな帰属および新規取立によって、譜代大名を大量に創出した。⁽¹⁰⁾ これによって基本的な大名配置が定まり、実質的には全国政権としての基礎固めがなされたわけで、慶長七年はかかる意味において画期的な年であった。家康が同年に発給した社領宛行状に、国家安泰祈禱の役務文言を集中的に記載したのは、右の全国的な政治動向と軌を一にするものであり、天下・国家を掌握した覇者としての自覚の発露であったとみても差し支えないであろう。

右の動向を踏まえて国家安泰祈禱が寺社の役として定着し、愈々全国的な拡大を示したのは、駿河久能山や相模岩本院・寛永寺円頓院にみられるように、⁽¹¹⁾ 正保から慶安にかけての時期を経て、寛文の朱印改においてであったと考える。前述の如く朱印状に右祈禱文言のあるのは、寺院よりは神社の方が圧倒的に多く、寺院でも祈禱仏教系の宗派に集中した。

幕府における寺社の役務設定が右述の状況にあったとして、各大名領のそれは如何なるものであったのか、奥羽地

方の大名最上・南部両氏を例証として考察を加えてゆく。奥羽地方を対象に選んだのは、前述の如く蝦夷地出兵との関わりを考慮に入れたからである。

元和八年八月、改易に処せられた出羽山形城主最上氏は、出羽国では最大の版図をもつ大名であった。織豊政権から徳川政権にかけて支配体制を固めた最上義光は、領内の神社に対し、慶長十七年六月四日、一斉に義光の小黒印寄進状を発給した⁽¹²⁾。右の義光寄進状は現在二十六通確認されている。役務文言は、例えば鶴岡高安寺へ宛てた寄進状には、「永算万安、可被奉祈当家之延長者也」、または同常念寺への如く「永算万安、禱当家之延長可給者也」⁽¹³⁾とあり、孰れも最上家の安泰と延長を祈禱させるものであった。神社の場合は、むしろ社家個人へ寄進状を下す形式をとり、文言は「可抽勤節者也」とあって、比較的簡略化した形をとった⁽¹⁴⁾。孰れにしても最上領内における神社領寄進状にあっては、最上氏の安泰と延長を祈願し、かつ同氏への忠節を役務とするものであったことは間違いない。

元和四年五月、山門探題の天海と最上義俊は連署法度「出羽国最上郡宝珠山立石寺法度」⁽¹⁵⁾を出羽国の名利立石寺へ下した。法度は七カ条からなっており、孰れも同寺を統制するものである。中でも第三条目には、「一、知行之儀者、随法事之役、可有其高下之事」と定めてあり、知行と寺院における法事執行の役務は密接な関係にあったことを示唆している。

最上義光は寒河江慈恩寺の例にみるように戦勝祈願のために、修験のみならず領内の神社を積極的に利用した人物として知られている⁽¹⁶⁾。慶長十七年六月の領内神社に対して発給した寄進状に、最上氏の安泰と延長祈禱を義務づけたのは、義光の右に述べた個人的性向も存在したと思われるが、むしろ神社の役務を寄進状と法度によって明確に規定したものと考えられよう。このように「役」の体系の中に神社を有機的に取り込んで、領主側から寺院への統制を揺

ぎないものとした。

一方、陸奥南部氏の領内にあっては、最上氏の如く自家の安泰を祈念させる明確な形をとった、寺社の役務規定は看取できなかつた。慶長五年以前に発給した南部信直の寺領寄進状には役務文言がなく、同利直にあっては同様である。同五年に至り、十月二日、岩鷲禰宜へ発給した寄進状には、「岩手郡滴石村之内、岩鷲禰き手作、四拾四石五斗壹升、為祈念之遺候也⁽¹⁷⁾」とあって、岩鷲權現社に祈念の役務が設定された。類似した文言の文書は、慶長十二年十月十八日の遠野妙泉寺、同十七年六月二十日、稗貫松林寺別当にも下され、寺社双方に祈禱命令が出された。⁽¹⁸⁾ なお右の寺社以外に発給した利直寄進状には、例えば慶長十二年十月四日、八幡禰宜（志和八幡宮）では、「前々致祭ヲ、宮通掃除油断仕間敷者也」、同年十月一日の盛岡東頭寺では「為掃除分遣候也」とあって、⁽¹⁹⁾ 直接南部氏の安泰を祈念させるものではないが、役務は次第に固められていった。

元和九年七月二十一日、紀州高野山遍照光院へ宛てた南部利直の書状⁽²⁰⁾には、

従往古南部領内、不残一人高野山遍照光院旧檀無其隠候、今度当住寺為後代墨付被致競望候間指遣候、武運長久家門繁栄之祈念可致抽懇機候、

とある。同様の内容の書状は、寛永十一年七月十六日の南部重直書状、寛文五年四月八日の同重信書状にも記され、⁽²¹⁾ 南部領内の領民を檀家とする替りに、南部氏の繁栄と武運長久の祈禱を義務づけた。領内寺社への役務設定ではないが、元和期より南部氏が領民を媒介としながら、寺院へ自家の安泰祈禱執行を企図したことは明白であろう。

成立期幕藩体制においては、幕藩双方で寺社の役を設定した。幕府は主に神社と祈禱仏教系の寺院に国家安泰の祈禱を命じ、それは慶長七年以降、寛文期にかけての時期に制度的な確定をみた。藩領にあっては南部氏の例の如く、領外

の寺院に対しても祈禱を役務として命じたのは例外的ではあっても、当時の幕藩領主が知行もしくは檀家支配の権利承認とを引き替えに、寺社へ期待したのは法事（神事・仏事）執行と自家の安泰及び子孫の繁栄祈禱であったのである。

二 領内寺社統制の確立過程

江戸幕府が成立期にあつて、統一的な寺社統制策を打ち出さずに、各宗派・各寺毎に禁制もしくは法度を公布したことは、周知の事柄である。各宗内の紛争処理と統制を目的に、職制・座次・住職の資格、紫衣等の袈裟や上人号等の勅許、授戒や血脈伝授の制限、出世の規定、本寺末寺の関係、などが規定された。しかもこれら条目制定については、幕府の基本方針の上に各宗各派の特殊事情を考慮し、古来の慣習を尊重して作られたといふ。⁽²²⁾

寛文五年七月、各宗共通の総括的な法度が発布されて、個別的統制から画一的統制へ移行した。⁽²³⁾同日に出された寺

社法度は、既定の法度の趣旨を整理徹底させたものにすぎないが、寺社の諸制度がこれで揺ぎないものとなった。諸大名の領内でも幕府とほぼ同様の経過を辿って寺社統制が実施されたと考えられ、特異な方策を採用した水戸藩領や鹿児島藩領・岡山藩領のそれは、諸書において既に説明されている。⁽²⁴⁾奥羽地方にあつては、会津藩の保科氏による寺院整理について言及がみられるのみで、しかも前章で触れた寺社の役に関説した論稿は、管見の限りでは発見できなかった。それは北奥に位置する津軽藩にとつても同様であり、本章では同藩の寺社統制の確立過程を跡づけ、確立期藩政における、黒印地を宛行われた寺社の諸役について検討してゆくことにする。

津軽藩が寺院へ最も早く領地を宛行つたのは、二代藩主津軽信枚が慶長十四年七月十八日、父為信の菩提を弔う革秀寺へ、百石を給した黒印知行宛行状⁽²⁶⁾においてであった。文言は、

知行之目録

藤崎村内 舞田屋敷村内 川辺村内

合百石

右令扶助訖、全可有領知者也、

とあり、三カ村に分散して同寺に領地を宛行うというものである。右の様式は同年に発給した小知行（新田開発に従事した在地下級士）への知行宛行状⁽²⁷⁾と、殆ど相違がない。革秀寺へは、この後元和九年三月八日、三代信義の代に至って寛永十一年正月十一日に、当初の領知高百石を改めて安堵する黒印状⁽²⁸⁾が下され、村名に若干の変更がある外は相違点がない。

寺領宛行状に役務文言らしきものが記載されたのは、革秀寺の場合、寛文元年十二月五日の四代津軽信政の黒印宛行状においてであった。同文書によれば、七カ村にて百石を給し、「寺役勤行、修理等不可為怠慢者也」とあって、寺役勤行と修理に怠りなきことを命じた。⁽²⁹⁾

近世初期津軽藩の社領宛行状は、現在までのところ発見されていない。わずかに慶安五年二月五日、弘前八幡宮の神主光宮太夫へ宛てた津軽信義の黒印宛行状⁽³⁰⁾が、「御用留書并自分留記」（寛政六年）に収録されているに過ぎない。それは、

知行之目録

近世北奥大名と寺社（長谷川）

高三拾石 矢沢村之内 下和徳村之内

右令扶助訖、

慶安五年二月五日

(津輕信義)
御印

八幡神主 光宮太夫方へ

(傍註筆者)

とあり、二カ村にわけて三十石を給するというものである。革秀寺と同様、寛文期以前にあっては、役務文言は全く記載されることがなかった。

寺院への法度は当初個別的なもので、寛永十一年三月二十二日、津輕家の菩提寺曹洞宗長勝寺へ宛てた、三代津輕信義の「禅宗法度之条々」⁽³¹⁾が初見である。法度は五カ条から成り、月々三度出仕の厳守、毎月五・十四日兩日の藩祖為信・二代信枚の法門執行、大酒・高声の禁止などを定めた。第二条目の藩祖と父の菩提を弔う法事の執行を命じている外は役務文言が見当らず、成立期にあっては右の外に役務を明確に設定する意図がなかったと推察される。長勝寺への法度は右法度の後、寛文二年二月十四日、信政が同寺住持職へ下付しており、それは五カ条から成り法事執行に怠慢なきことを定めた。⁽³²⁾

津輕領内において寺社統制の体系的な法度条々が出されたのは、延宝九年正月二十一日であった。⁽³³⁾本法度は十三カ条から成り、公儀法度の遵守を始めとして、寺社による切支丹宗門改などを規定してある。なかでも第三条に、

一、於神社毎日天下御静謐御長久之御祈禱不可怠之、但、当家家安全家中土民町人迄無事之祈念可仕事、若無筋目祈念頼之輩有之者、雖為日頃之檀那奉行迄可申断事、

とあって、天下静謐祈禱を恒常的に行うべきことを社家の役務としたことは注目されよう。同文中に筋目なき私祈禱

を厳禁する旨の記載がみられるが、実は既に寛文六年七月、藩庁が命じた以外に雨乞・風祭を禁じる法令が領内寺社へ通達されて⁽³⁴⁾あった。それには私的に呪咀・調伏・狐付などを依頼された場合も、訴え出るべきことが定められていた。ここに規定してある藩庁が認めた祈禱内容は、天下静謐は当然として、雨乞・風祭など領内の食糧生産に直接影響を及ぼす天候に関わるものであった。積雪寒冷地帯に位置する津輕藩にあっては、天候の安穩による順調な食糧・穀物生産こそが藩政に安定をもたらし、ひいては領内静謐を保つ鍵であったと称しても大過なからう。また藩主家の法事執行も寛永十一年の法度にて有力寺院の役務と定められたが、これは前章にて明らかにした成立期の大名領寺社にあっては、普遍的にみられた事象であった。同藩の右述の事例をみた場合、寺社統制の確立過程にあって、藩主家への奉仕から次第に藩体制の安定と維持に移行してきたように考えられる。しかもその過程においては、天候の和順と穀物生産の発展という藩財政の動向に直結する祈禱を、藩庁自らが管掌して領民が私的に執行することを禁止した。右祈禱の藩権力による独占は、明らかに寺社の祭祀権を藩体制が掌握したことを示唆しており、ここに名実ともに同藩藩体制の確立があったと考えられるのである。一方では右の趨勢とは逆に、庶民の信仰や信心と領内有力寺社とは著しく乖離してゆく⁽³⁵⁾結果となったことは否定できない。

三 天明期に至る領内寺社の役務

本章では前章で明らかにした確立期の寺社統制の基調を踏まえて、領内寺院・神社にあって各々の役務が如何に実

施されていったのかを、具体的に検討してゆく。対象とする期間は天明期頃までを一応の区切りとし、領内有力寺社を例証として明確にしたい。

津輕藩の有力寺社は慶長十五年の弘前城築城と城下の形成にともなって、元和年間にかけて弘前に集中させられたという。領内の各宗派毎に本末の制があつて、真言宗は最勝院・百沢寺・国上寺・橋雲寺・久渡寺の真言五山の制が定められた。⁽³⁶⁾このほか天台宗・曹洞宗・浄土宗などでも本末が画然と決められ、それは修験においても同様であつた。但し通常五山といえは真言五山の寺院を指し、最勝院が領内寺社の惣録所⁽³⁷⁾として重きをなしたので、真言宗寺院の寺格は他宗に較べて高かつた。

津輕藩の国日記をジャンル別に書き抜いた「御用格」⁽³⁸⁾(市立弘前図書館蔵)の寺社の部門においては、寺社の役務とされた祈禱執行例が六十三例見出される。主たる祈禱内容は、藩主家の安泰(病氣平癒・厄年祈禱・参勤道中安全など)を願うものである。また対象は真言五山と両社(弘前八幡宮・同神明宮、普通両社といえは当二社を指す)が多い。右の限られた事例からすれば、祈禱は本来藩主を核とした津輕家の安泰を祈念するものとして実施されるのであつて、他の事柄を対象としなかつたと解される。しかも領内最有力寺社である五山と両社は、藩主家の護持にその本来的役割が存在したということになる。但し例外的に天明・寛政期には大飢饉の影響もあつて、「御用格」に日和揚^{ひよりあがり}・五穀豊饒の祈禱を、五山や両社へ命じた事例が認められる。「御用格」登載の事例は、それを記載する同藩日記方の寺社に対する認識を土台としているため、記事の取捨に恣意性が介在することを否定できない。それ故、寺社の役務を全面的に反映しているとはいえない憾みがある。

「御用格」の限界を打破すべく、長勝寺に命じた祈禱内容を、同寺の編纂史料である「御用留指南」(市立弘前図書館

蔵)によって吟味することにした。同書祈禱之部には、貞享四年十一月、津輕信政が烏山騒動に連座して幕府から閉門を命ぜられた際⁽³⁹⁾に、藩主の安泰祈禱を執行して以来、享和三年七月、五穀成就祈禱に至る四十九例が収録されている。内容は藩主家安泰祈禱が九例に過ぎず、五穀成就・雨乞降雨・日和揚・風雨順時など、穀物生産に関する祈禱が圧倒的に多く、それにつぐのが国家安全廻船海上無難の祈禱である。藩主家安泰祈禱が比較的少ないのは、津輕家が三代信義の時に天台宗へ改宗した⁽⁴⁰⁾といわれ、菩提寺の地位を報恩寺へ譲ったことによると思われる。なお長勝寺で国家安全と藩主の武運長久、疫病除祈禱を初めて執行したのは、元禄八・九年の大飢饉に際してであり、次は天明二年六月、天明大飢饉の予兆が領内に表出してきた時であった(「御用留指南」)。寛政四年四月の国家安全五穀成就祈禱は、ロシア船蝦夷地来航の折に藩庁の命によって執行したもので、同年十二月の御上武運長久国家安全祈禱は領内大地震に関わる祈禱であった(同書)。但しロシア船来航の際の国家安全祈禱は、長勝寺にあっては継続的に執行された形跡はない。

弘前八幡宮は、延宝八年の「最勝院支配堂社帳」(市立弘前図書館蔵)によれば、創建は慶長十七年、創建者は二代信枚で、社領三十石、神主は光宮大夫とあり、神主小野家は代々若狭守を称した。また宝永四年の「万留状」(弘前大学蔵)によれば、中津軽郡八幡村から弘前へ移転後、小野権大夫が社職を命ぜられ、郡中社人頭并諸社支配を管掌したという。藩政時代は社格も高く、弘前鎮護の神社として尊崇された。

本稿において、以後、弘前八幡宮について関説する個所は、特に所蔵先を断らない場合、全て弘前大学所蔵の弘前八幡宮古文書に拠っている。また八幡宮とのみ記す場合は、弘前八幡宮を指す。同宮古文書は元禄六年から明治四十年に至る、同宮社家小野家の社務日記・御用留で、「万留帳」「公私留帳」などと題した簿冊百九十六冊で構成され

ており、津軽領内の寺社行政や社家の支配形態、維新期の神仏分離の状況などを研究する上で貴重な史料である。

社務日記が開始する元禄六年から天明期に至る期間を通観すると、左に述べる三点の主要な社務内容を指摘できる。

第一に、八幡宮の社務内容として重要な任務を幾つか挙げられるが、就中特に目につくのは藩庁から命ぜられる様な祈禱と、古懸不動尊出汗の際の神楽奉納である。祈禱の内容は長勝寺と同様、藩庁から五穀成就・風雨順時・日和揚の祈禱を頻繁に命ぜられており、領内穀物生産の安定化の祈念が、同宮の役割として大きな位置を占めていたことが窺い得るのである。第二に同宮支配下の社家達への訓令の下達、同宮別当の最勝院との応接、また地震など領内が災害に見舞われた時の被害状況も記録してある。第三に、藩政時代弘前城下最大の神事であった同宮神輿の渡御と、祭礼関係の記事が隔年に記載されてある。この八幡宮の祭礼は、天和二年八月から開始⁽⁴⁾し、途中飢饉年や災害の年は延期もしくは中止した経緯が、同史料によってわかる。

以上三点の中で最も分量が多くしかも重点的に収録されているのは、指摘した第一の祈禱関係記事と第二の支配下の社人への下達文書類である。

祈禱内容を更に詳細に分析すると、天明八年に至る九十五年間に執行された三百余回の祈禱・神楽奉納記事のうち、古懸不動尊出汗神楽奉納が四十回、藩主並びに津軽一族の病氣平癒などを祈禱するもの三十五回、廻船廻米海上無難祈禱三十五回、五穀成就・風雨順時祈禱百六十三回、時疫退散などその他四十回程、との統計結果を得た。

右の数値からすれば、藩庁から執行を命ぜられる八幡宮の祈禱とは、五穀成就・風雨順時の祈禱を基幹とするものであることは、まず疑いのないところであらう。

五穀成就など領内穀物生産の安定化を企図する祈禱は、前述の如く八幡宮のみに賦課した役務ではない。但し、同

宮の神主小野家の執行する五穀成就祈禱は、次に述べる固有の様式と特質を有していた。

「万留帳」(宝永四〜享保三年)によれば、五穀成就祈禱を藩庁が最初に八幡宮小野家に命じたのは、元禄九年のことであり、正徳四年に至る迄に、正徳元年を除いて二十一回の祈禱があった。⁽⁴²⁾元禄八・九年は津軽領内において未曾有の大飢饉が発生した年に当たり、十万人余の餓死者を出したといわれる。⁽⁴³⁾五穀成就祈禱の開始には深刻な食糧不足と、大量の餓死者によって領内の再生産構造が危機に瀕するという同藩の体制的危機が、背景に厳然として存在していたのである。なお同年六月には前述長勝寺においても、藩主家の武運長久と国家安全病悉除祈禱が執行され(御用留指南)、国家的な危機として同飢饉が意識されていたことを示している。祈禱執行を命ぜられた同宮小野家は、特に定められた領内四社(浪岡加茂明神―風神、長浜広瀬宮―風神、田野沢龍田大明神―風神、野内貴船大明神―水神)を廻って、各社で五穀成就と風雨順調を祈禱した。「万留帳」(宝永七〜享保十一年)によれば、正徳五年六月に祈禱料と荷付馬は、弘前城下の町役を以て充当することにしたという。

藩主家の病氣平癒祈禱は、「万留帳」(宝永七〜享保十一年)によれば、正徳五年十月、

一、於江戸表ニ屋形様御不快ニ被成御座候由ニ而、八幡宮へ御祈禱御神楽被仰付、^(十月)同十七日ニ御神楽相勸申候、

其節之御立合寺社御奉行ハ佐藤善右衛門殿、御物頭ハ秋元三右衛門殿、御目付衆ハ新屋文助殿と申仁ニ御座候、御託宣御湯之表書付差上申候、
(傍註筆者)

とあり、正徳元年十月十七日の執行が社務日記にみえる初見である。右の内容によれば、平癒祈禱や神楽のみでなく湯による易占も実施している。藩主一家の平癒祈禱は時代が降るにつれて、藩主だけではなく世子・息女や那須家(縁戚関係にある)にまで拡大し、ほかに参勤道中安全や武運長久も対象とした。

次に古懸不動尊出汗に際しての神楽奉納について、簡単にふれる。古懸不動尊は領内真言五山の一つ国上寺（礎ヶ関村所在）に安置された不動明王で、金属製仏像のため気温の関係で結露現象を度々生じ、当時それを出汗と称した。不動尊出汗は領内に異変が起こる前兆とされ、神楽が奉納された。このほか例は少ないが、橋雲寺本尊・愛宕山本尊の出汗もあった（安永四年「御用留帳」）。

廻米船海上無難祈禱は、津輕藩の上方・江戸への廻米船の渡海安全を祈願するもので、八幡宮小野家に同祈禱を最初に命じたのは、寛延四年二月のことであった（宝曆元年「御用留書」）。祈禱形式は前記五穀成就祈禱と同様、四社を廻って祈願を執行するもので、上方・江戸廻米船の船守札を、勘定奉行から資材の提供を受けて、藩庁へ提出することを義務づけられた（同書）。小野家は同月に藩庁に対し、「此度被仰付候御廻船御祈禱之儀へ、御別段之儀ニ御座候而、例年四社へ被仰付候五穀成就之御祈禱杯と相替り、諸事格別之儀ニ御座候間、常敷之四社御祈禱と御同前ニ被仰付候而は、此度之御祈禱相勤り不申候」（同書）と上申し、従来の五穀成就祈禱とは性格が相違し、出費も多額に上ること故、供物料の増額と守札資材供与の増加などを請求した（同書）。様式は五穀成就祈禱と変りはないとしながら、右祈禱は内容が格段に重要であるとの意識を八幡宮側では持っていたのである。

「御用日記」（延享二年）によれば、延享二年四月、津輕藩の主要廻米港である鱈ヶ沢の白八幡宮の神主工藤氏から、領内惣録所の最勝院に対して廻米渡海安全祈禱の許可願が既に提出されており、八幡宮よりも以前に廻米船祈願は執行されていた。この祈禱願いは、国日記（同年四月十五日条）にても確認される。津輕藩における鱈ヶ沢からの廻米出津は、正保期前後から徐々に形態を整え、寛文・延宝期には、上方・松前・江戸への城米と家中払米の運漕の態様がほぼ整備された⁽⁴⁾。寛文六年の鱈ヶ沢における総出米高は一万四千六百八十俵に達しており、鱈ヶ沢は青森と並んで領

内廻米基地として揺ぎない地位を得た。但し青森と違って、鯨ヶ沢からは江戸への廻米はほとんど行われず、専ら上方大坂市場へ廻漕された。このような歴史的事情が背景にあったため、鯨ヶ沢の白八幡宮では逸早く廻米船渡海安全祈禱が実施されたのである。

寛延四年二月に、藩庁が八幡宮小野家に命じた廻船海上無難の祈禱は、最勝院をはじめとする真言五山にも同日に執行を命じており、前記鯨ヶ沢白八幡宮のそれとは趣を異にした。即ち領内を鎮護する主要寺社に廻船渡海安全祈禱執行が命ぜられたのであって、小野家が前掲史料の通り従来の五穀成就の祈禱とは性格が違い、「御廻船御祈禱之儀ハ御別段之儀ニ御座候」と称する、重大な意味をもつ祈禱であったのである。

津軽藩がこの時期に、全領内的に廻米順調遂行の祈禱を、寺社へ命じた背景を考えてみたい。

延享元年八月、六代藩主信著急逝によって、七代信寧が跡目を相続した。当時期は四代信政時代の新田開発も頭打ちとなり、しかも享保から寛延にかけての時期には、凶作・津波・洪水など農業生産を著しく阻害する災害が相ついだ。このような国元の状況に加えて、藩財政は江戸屋敷の消費金の増加によって大いに圧迫された。翌延享二年には、大坂へ廻米して換銀し江戸屋敷へ送致する「上方よりの仕送金」も停滞する有様であった。⁽⁴⁶⁾この藩財政の窮乏が、まさに後の宝暦改革の引き金となるのである。江戸屋敷のみならず藩財政全体の円滑化は、領内からの大坂廻米による現銀獲得によってのみ可能となる幕藩体制の市場構造⁽⁴⁷⁾にあっては、大坂廻米の安定化と廻船の渡海安全は、聊かの不調も許されるものではなく確固たるものでなければならなかった。

寛延四年二月、領内四社及び真言五山に廻米船渡海安全祈禱を命じて、同祈禱を全藩あげての重き祈禱に昇格させたのは、右に述べた領内凶作・廻米不調による江戸への仕送金停滞というすぐれて幕藩体制の市場に関わりあう問題

に起因するものでありながらも、直接的には左に述べる事情が介在した。寛延二・三年は記録的な凶作で、領内に餓死者が出る有様であった。そのため大坂への廻米量は激減し、家臣団への扶持米代金にも窮するほどであり、また上方での諸品購入も廻米不足により不調をきたしたという。⁽⁴⁸⁾ 右の困窮状態に加えて、大坂勘定奉行の申立によれば、寛延三年は廻米船の海難が続発して一艘も大坂へ廻着しなかった。そのため上方からの江戸仕送金取組に著しい支障が生じ、国元からの江戸仕上金にも限界がある旨を報じたとある。⁽⁴⁹⁾ 翌四年二月には、特に海上安全に靈驗あらたかであるといわれる、壱岐国焼火山大権現に祈禱を依頼するに至った。⁽⁵⁰⁾

右の如く寛延四年の廻船渡海安全祈禱の全領内の執行は、当該期の凶作並びに廻米量の激減、海難の続発という藩政にとり深刻な事態を踏まえて現出してきたものであったのである。なお同祈禱は概ね毎年二・三月に執行され、船守札は八十乃至八十五通が八幡宮から藩庁へ提出された。

その他の祈禱は、時疫退散火難病消除や幕府巡見使の松前渡海安全祈願などで回数も少ない。

津軽領内の主要な寺社において、藩主家の平癒祈禱を除いて大多数を占める祈禱内容は、寛政期蝦夷地出兵が開始する以前にあっては、次のようにまとめられるであろう。寺社の主要な祈禱である五穀成就・風雨順調の祈禱は、元禄八・九年の大飢饉を契機として本格的に執行を開始した。また廻米船渡海安全祈禱は、延享・寛延期の領内凶作と海難、そして廻米強化を余儀なくさせた幕藩体制下の市場構造に強制されて登場した。孰れも藩当局が体制的危機を回避する願望を込めて、祈禱執行を命じたものであった。即ち津軽藩にあっては、藩体制の維持強化に積極的に領内寺社を参加させる傾向にあり、寺社には祈禱という役務を通じて藩政への位置づけを図ったと解するのが妥当であろう。右の動向が更に明確に打ち出されてくるのが、次章にて述べる蝦夷地警備に際してであった。

四 蝦夷地警備と領内寺社

津軽藩が幕府から蝦夷地警備を命ぜられ、勤番体制を敷いたのは寛政九年九月のことであった（蝦夷地警備に関する本文中の記載は、特に断らない限りは、全て拙稿「北方边境藩研究序説」〔弘前大学国史研究〕六八・六九合併号〕に拠っている）。明治維新に至る迄の期間に、一時派兵中止の時期（文政五～安政元年）もあったが、南部藩とともに蝦夷地警備の第一線に配置された。寛政九年以前にも同元年の国後騒動、同四年のラックスマン来航による松前警備などの派兵下命があったが、孰れも事件の処理が完了すれば派兵人員は帰国した。それに対して同九年以降の蝦夷地警備は、前述の如く勤番体制を採用して、津軽藩々兵に同地へ常駐を強制するものであって、以前の派兵とは当然質的な相違が生じたと考えられる。

八幡宮の対応にも、右の動向は明確に反映した。寛政元年と同四年の派兵では、「御用留帳」（寛政元年）と「御用留記」（同四～七年）によれば、武運長久・領内静謐・五穀成就・国家安全の祈禱が命ぜられているに過ぎない（なお国家安全祈禱については後述）。同九年の勤番体制下の派兵においては、国日記（同九年十月二十六日の条）に、

一、此度松前御人数渡海ニ付、冬分波荒之時節ニ候間、船中無難之御祈禱五山ならび兩社へ被仰付、一統守札被下置候旨被仰付候ニ付、昨日夫々寺社奉行へ申通候様申付候、

とあり、津軽藩では八幡宮・神明宮ならびに最勝院ら五山へ松前渡海安全祈禱執行を命じ、守札を作成させた。「公

私自分留書」(寛政九年)には、同年十月二十四日に、

此度松前箱館へ御人数被差上置候様為蒙仰、近々致渡海候様ニ被仰付候、然所此節雪中と申、波荒之海上致渡海之義深く被遊御案候、依之、五山并於両社ニ海上無難安全之御祈禱被仰付候、

とある。但し右の文言にあっては松前渡海安全祈禱に關して、格別の重大性を感じさせるものではない。翌二十五日に至り、藩庁では前日の通達を次のように変更した(寛政九年「公私自分留書」)。

翌廿五日之朝、右御文言へ重キ御祈禱ト申御文言入、御通用直シ被仰付候、重キ御祈禱ト被仰付候得へ、勳方も別段ニ付、六年以前子ノ年重キ御祈禱ト被仰付候、

(傍註筆者)

右の「子ノ年重キ御祈禱」とは、亥年の誤記で、寛政三年、八代信明卒去の際に執行した「重キ御祈禱」の快然平癒祈禱(寛政三年「御用留記」)を指しており、ここに松前渡海安全祈禱は、藩主平癒祈禱に匹敵する資格を付与された。⁽⁵¹⁾

守札の作成は専ら八幡宮小野家の担当する所であつて、寛政九年の守札は、組頭一通、熨斗目以上十二通、御目見以上七十通、御目見以下四百通、船守三十五通で、作成に必要な美濃紙や墨などの資材は、全て藩庁が負担した(寛政九年「公私自分留書」)。

文政五年の一時派兵中止まで実施された渡海安全祈禱の形式は、概ね寛政九年のそれに倣つたもので、祈禱文言に若干の違いがあつた。例えば文化十一年十一月、同藩の蝦夷地警備が五カ所の大筒台場受持に縮小された時点で、幕府から津軽半島北端の三厩駐屯を命ぜられた。その際、同十四年から八幡宮では松前詰とともに三馬屋詰人数渡海安全祈禱も執行した(文化十四年「御用留」)。

守札の配布状況は寛政九年の場合、派兵総人数が三百三十九名で、守札は四百八十五通と船守三十五通(同年「公

私自分留書)、文化十二年の持場縮小の時は人数百十二名であるのに守札二百二十三通(文化十二年「御用留」と、実際の派遣人数よりもかなり多めである。八幡宮守札は、藩庁から派兵員数の内示があつて後に作成されるものである)ので、蝦夷地へ実際に出兵した員数は藩庁が当初計画した通りとはならず、毎年予定された多くの藩士が渡海しなかつたのである。それには様々な事由が考えられるが、蝦夷地の気候の厳しさを考慮して体力の弱い者が選抜されても、病气その他の理由で辞退したことが考えられ、現実には越年勤番制が採用されると、越冬者の中に病死が相ついでといふ⁽⁵²⁾。これは津軽藩の軍役動員体制が、幕藩体制後期には著しく弛緩したこと及び蝦夷地警備が同藩にとって家臣団統制の面でも、並々ならぬ負担であつたことを示唆していよう。

安政二年三月、仙台・秋田・南部・松前四藩とともに、再び蝦夷地警備を命ぜられた津軽藩は、四月三既詰の百人に渡海を下達し、箱館付近と西蝦夷地警備の任に就いた。維新に至るまで右の派兵がほぼ継続し、元治元年の幕府への届書には、箱館詰人数二百人、寿都詰^{ネッ}百人が交代して任務を遂行した報告がされて⁽⁵³⁾おり、毎年ほぼ同数の藩士が警備のため渡海した。「年中留」(元治二年)によれば、八幡宮では松前両所詰人数海上安全祈禱の執行とともに、守札三百五十五通・船守十二通を配布しており、その内容は概ね寛政九年から文政五年に至る期間と同様であつた。

さて寛政元年より明治四年の廃藩置県に至る、八十二年間の八幡宮の祈禱内容の内訳は次のようになる。五穀成就祈禱九十九回、古懸不動尊出汗十六回、藩主家平癒祈禱二十三回、廻船海上無難祈禱一回、蝦夷地渡海安全祈禱五十回、国家安全祈禱二十二回、その他六回(地震等)である。第二章で述べた祈禱内容と比較して、以下に記す相違点を指摘できよう。①五穀成就祈禱は、回数としては最も多いが大幅に減少した。②古懸不動尊出汗による神楽奉納も著しく減少した。③廻船海上無難祈禱は、天保八年に鯨ヶ沢白八幡宮で執行されたのみで(天保八年「年中留書」)、蝦

夷地警備の実施期間は、実質的には一回も存在しない。④新たな祈禱としては、国家安全祈禱が月並祈禱として恒常的執行を命ぜられた。

以上四点の指摘から、当時期の八幡宮の祈禱に関しては左の如く言及することが可能である。蝦夷地警備の勤番体制が本格的に始動した時点で、廻船海上安全祈禱が姿を消すのは、派遣藩士に対する松前渡海安全祈禱がそれに代位するものとして登場したことを物語っている。次に国家安全祈禱は、寛政四年のラックスマン来航にともなう津軽藩の出兵を契機に執行され、同年以降、両社にあっては恒常的に行われた。毎年正月に例月国家安全祈禱が命ぜられ、蝦夷地派兵の渡海安全祈禱とはほぼ軌を一にして執行された。なお国家安全祈禱は、派兵数が最高に達した、文化四年のエトロフ島内保・紗那の事件が勃発し、東北大名に動員令が下達された時点まで継続し、翌五年、津軽藩の十万石高直り後、一時停止された。停止の理由は史料にみえないため詳らかにしえないが、十万石高直りは同藩の宿願であっただけに、それが成就されたことに関係があるのではないかと推察する。右祈禱の再開は天保六年五月のことである(天保六年「年中記」)、一時中止のあと嘉永七年に再度執行された(嘉永七年「年中記」)。天保・嘉永両度の祈禱は、ともに前年の異国船の領内近海通過並びにペリー来航を踏まえて実施しており、異国船との関わりにおいて対外危機を感得して国家安全を祈禱したと考えられる。

ところで祈禱文言にある国家とは、多くは日本国家を想定したものではなく、津軽領に立脚する津軽藩を指し示すのであろう。元禄八・九年の領内大飢饉に際して執行した長勝寺の祈禱文言にも「御国家安全」の文言が入っており(「御用留指南」、御国家とは津軽藩のことであった)。

さて「年中留書」(天保十年)によれば、江戸において天保十年六月、十一代順承が五月六日に家督を相続した時に

出した布告に、

一、国元凶荒廢田多分出来、両都廻米相減候而は勤務筋ニ相拘候儀ニ付、借財之儀理目も立兼恥入事ニ候、然は財用節之民ヲ撫育するハ国政之元ニ而、某并一統之兼務ニ存候、殊ニ蝦夷地警衛者家督第一之公務ニ付、心得方申迄も無之筈、尚又隣国拘合之国政ニ付、不相劣手当申付候得共、国民困乏ニ及候而者防禦全備之道理無之候、(下略)

(傍点筆者)

とあり、蝦夷地警備が津軽藩に賦課された第一の公務であること、廻米停滞は公役の遂行に支障を生じ、対幕関係に影響があること、撫民は国政の根本で藩主等の責務であると述べている。家督相続の布告であるから実態は割り引いて受けとらなければならないが、同藩第一の公務を蝦夷地警衛と認識しており、前述の松前渡海安全祈禱が藩主平癒祈禱と同等の重要な地位を与えられたのと合わせて考えると、同祈禱が領内で如何に重視されていたのかを我々は認めなくてはならない。

津軽海峡をはさんで蝦夷地に隣接し、本州最北端に位置する津軽藩にとって、幕府から命ぜられる蝦夷地警備の軍役は、地理的状况からして隣領南部藩とともに、まさに同藩にもたらされた政治的宿命であった。帝政ロシアの南下と異国船の領内沿岸への出没は、蝦夷地への派兵と沿岸警備(砲台の設置と駐屯体制)を北奥大名に強いるものであった。派兵と警備に要する費用と様々な負担は、決して軽いものではなく、藩財政を⁵⁵圧迫し、農兵調達による身分制の動揺をも招き、まさに藩国家を揺がす⁵⁶基因であった。幕藩国家に対して外国を与えた種々の衝撃が、北奥大名には直接的な振動として領内に様々な波紋を投じたのである。津軽領内有力寺社で軌を一にして執行された松前渡海安全祈禱と国家安全祈禱は、右に述べた波紋が藩体制の脅威と映り、ひいては藩国家の危機を招来するものとみなされた状

況を背景としていたのである。

明治元・二年の戊辰戦争の中で、八幡宮は元年九月の野辺地戦争、翌二年の箱館戦争の際に、武運長久国家安全祈禱を執行した（慶応四年「公私留記」・明治二年「支配御用留」）。しかし両祈禱は自分物入（自費）で以て執行したと断っており、藩費による国家安全と松前渡海安全祈禱は、明治元年五月と七月で終了した（慶応四年「公私留記」）。あくまでも津軽藩と外国とが、警備等を通じて対峙する事態が惹起しなければ、つまり国内戦では八幡宮に国家安全祈禱が命ぜられなかった事を物語っている。

明治四年の廃藩置県に至る維新时期は、神仏分離・給禄停止そして身分制の廃止など、領内各寺社にとっては激動の時期であった。しかし廃藩置県に至るまでは、五穀成就祈禱と藩主家平癒祈禱は続行され、明治二年には市政局より五穀成就祈禱と神楽奉納を依頼された（明治二年「公私留記」）。それも明治五年正月十日、四位様（津軽承昭）の武運長久息災延命祈禱を最後に、八幡宮の社務日記からは、幕藩体制下で執行した祈禱類の記事は全て消える（同五年「御用留」）。承昭の祈禱執行の三日後の正月十三日、八幡宮小野家の社禄は廃止され（同書）、ここに幕藩体制の知行宛行に裏打ちされた同家の「役」が消滅し、津軽藩における同宮の機能が終了したのであった。

明治五年以降の八幡宮の日記は、宮司小野家の家事に内容が限定し、また表題は「鶴林日記」などと私的なものに変更して、藩政時代の如く公用の記載は殆どなくなった。記載内容の変化は小野家の社会的地位の変動を具に反映しており、慶長十七年、弘前へ遷宮した後、約二百五十年間にわたった同宮の役務が全く転換したことを示唆しているのである。

むすび

以上、四章にわたって成立期幕藩体制と寺社の役、藩領における寺社統制の確立過程、維新に至る北奥大名と寺社の動向について述べてきた。近世幕藩体制の寺社の役については、左記の如くにまとめることが可能であろう。

成立期幕藩体制にあつては、幕府から朱印地を宛行われた寺社は、神事・仏事勤行を一般寺社の所謂「役」として広く賦課され、祈禱仏教系の寺院と神社には、国家安泰祈禱が役務として設定された。家康政権は、山城・大和の古寺名刹に国家安泰の祈禱賦課を集中的に行つたが、これには豊臣政権から国家的寺社祭祀権を継承するという側面があつたことを看過できない。奥羽地方の藩領の黒印寺社領にあつては、法事の執行と藩主家の繁栄・延長祈禱をすることが寺社の役として課せられた。

北奥地方では津輕藩を例証として検討したところ、藩政確立期に至る趨勢としては右の藩領と同様の傾向を示しつつも、宗門改のほかには藩体制の安泰を祈念させ、それに連なるものとして穀物生産と廻米船渡海安全の祈禱を、寺社の主たる役務として徐々に確立していった。天明期に至る時期には、幕藩制的市場構造に起因する藩政の矛盾を打開すべく、廻船渡海安全と五穀成就祈禱が全領内的に執行され、藩体制の維持強化に寺社を積極的に組み込んでいった。北奥大名に賦課された蝦夷地警備の軍役は津輕藩にとって家督第一の公務であり、その遂行には全藩を挙げて総力が傾注された。藩兵の松前渡海安全祈禱は、領内有力寺社の管掌するものであつて、藩主家平癒のそれと同等の資格

を与えられた。また右祈禱と同時に、国家安全祈禱が執行された。帝政ロシアの南下と異国船沿岸出没は、外国と直接対置させられる同藩に具体的な藩国家としての自覚を促し、津軽藩の対外危機として領内では受けとめられた。その過程で両祈禱は国家の脅威を打破すべく執行されたと考えられるのである。右の動向は津軽藩のみにみられる特殊な事柄ではなく、紙数の関係で検討内容を明記できなかったが、北奥に位置する南部藩にあっても同様の傾向が充分に確認された⁽⁵⁷⁾。

即ち近世社会における寺社の役とは、幕府にあっては仏事・神事勤行と、限定された寺社ではあっても国家安泰祈禱に主体があり、各藩領では法事執行、藩主家の繁栄と延長祈禱を基調とするものであった。しかし次第に藩体制の安定と維持を主眼とする祈禱へと移行し、就中北奥地域にあっては、蝦夷地警備の順調な軍役遂行を祈念する形態に重点が置かれた。それは藩国家の危機打開を祈る祈禱と軌を一にするものであり、異国との関わりにおける藩国家安泰祈禱が、まさに近世後期北奥大名の寺社の役割として設定されたと考えるのである。

註

- (1) 当該問題に関して辻博士の代表的なものとしては、『日本仏教史』近世篇之二・三（岩波書店、昭和四十五年）、同『日本仏教史之研究』『日本仏教史之研究統編』（金港堂、昭和六年）があげられる。その他、近世仏教史の論稿は枚挙にいとまがない程であるので、割愛させていただく。
- (2) 『豊田武著作集』第五卷『宗教制度史』（吉川弘文館、昭和五十七年）一五八頁。なお安藤宣保『寺社領私考』（愛知県郷土資料刊行会、昭和五十二年）には、かかる視点から寺社領について言及した部分はない。
- (3) 宮地正人『天皇制の政治史的研究』（校倉書房、昭和五十六年）三八頁。
- (4) 大野瑞男『領知判物・朱印状の古文書学的研究』（『史料館研究紀要』一三三号）に、『朱印留』に関する詳細な解題が記載されている。右稿中で大野氏も寺社領寄進と政権による支配について、若干言及している。

- (5) 国家安泰の祈禱文言は、本文中に掲げた他に、可抽国家安泰之精祈、者可抽国家安泰之懺祈、亦可抽国家安泰之懺祈、者
- (6) 可抽国家安泰之懺祈、がある(『朱印留』下)。
- (7) 中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(日本学術振興会、昭和三十五年)によれば、天正十九年十一月に領知を寄進されたのは、鶴岡八幡宮・武蔵六所宮・同山王権現・同慈恩寺・上総市原八幡宮・下総香取社で、例えば鶴岡八幡宮への寄進状(同書九四頁)の末尾には、「可抽武運長久之精誠、殊可守祭祀」とある。
- (8) 金剛峯寺へ宛てた法度は、『近世法制史料叢書』二『御当家令条』(創文社、昭和三十四年)の七〇号文書、成菩提院のそれは同書一二五号文書。なお成菩提院は寛文の朱印改の際に、新たに朱印状の下付を受けたが、同朱印状中に国家安泰祈禱の文言はない(『朱印留』下、一一九三号)。
- (9) 右同書、七一号文書。
- (10) 『大日本古文書 高野山文書之二』三三六号、天正十三年十月二十三日の豊臣秀吉朱印状(金剛峯寺惣分中宛)によれば、秀吉は同寺の「山之置目」を定め武器を徴収して、「国家安全之懺祈」を命じた。なお同書三四〇号の天正二十年八月四日の豊臣秀吉高野山寺領朱印状(金剛峯寺惣中宛)には、右の役務文言は見当たらないが、既定のこととして筆録しなかったと思われる。
- (11) 藤野保『新訂幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、昭和五十年)二二〇頁。
- (12) 駿河久能山は前掲註(7)の四四号、相模岩本院は五三三号、円頓院は六五号の各文書である。
- (13) 『山形市史』史料編一、最上氏関係史料(山形市、昭和四十八年)四四〜四七頁によれば、最上義光はこの小黒印を慶長初年から病死する同十九年まで、寺社領寄進状や一般書状に至るまで広く使用したという。
- (14) 鶴岡高安寺への寄進状は、右同書二〇八頁、同常念寺のそれは同二三〇頁。
- (15) 例えば亀崎八幡宮別当宛寄進状は、右同書二二二頁、鶴岡四所之宮之太夫宛ては同二三二頁。
- (16) 右同書一七三頁、「立石寺文書」所収。
- (17) 『山形県史』第一巻(山形県、昭和五十七年)八〇二〜八〇三頁によれば、慈恩寺は最上領内における最高の寺社領二千八百八十九石余を給された。同寺は、義光のために慶長五年、上杉氏の制庄下にありながら戦勝祈願をしており、戦後も忠

勤を励んだため、義光は同寺の保護を厚くした。

- (17) 『岩手県戦国期文書』Ⅰ(岩手県文化財愛護協会、昭和五十七年)三六号文書。
- (18) 遠野妙泉寺へ宛てた寄進状は、右同書四八号、稗貫松林寺別当へのそれは、同八一号文書。
- (19) 志和八幡宮八幡禰宜へ宛てた寄進状は、右同書四七号、盛岡東頭寺へのそれは同四一号文書。
- (20) 右同書一九六号文書。
- (21) 遍照光院へ宛てた南部重直書状は、『岩手県史』第五卷近世篇2(岩手県、昭和三十八年)一三四九頁、重信のそれは同書一三五〇頁。
- (22) 本文中の通説的な記述は、圭室諦成『日本仏教史』Ⅲ近世・近代篇(法蔵館、昭和五十五年)四五頁に拠った。
- (23) 『御触書寛保集成』(岩波書店、昭和三十三年)一一七四号。
- (24) 例えば谷口澄夫『岡山藩政史の研究』(山陽新聞社、昭和五十六年)五七三〜七八四頁で、池田光政の宗教政策が論じられている。
- (25) 豊田武監修『会津の歴史』(講談社、昭和四十七年)一七三〜一七九頁、前掲註(22)の六二〜六三頁など。
- (26) 津軽家文書(国立史料館蔵)。
- (27) 慶長十四年に津軽信枚が発給した黒印宛行状は現在五通確認されており、小知行へ宛てた代表的なものとしては、弘前市八木橋文庫蔵の左の文書がある。

知行之目録

高合参拾石者 但町田村 ミのわた村有 右令扶助訖、

慶長拾四年八月六日

(津軽信枚)
黒印

町田勝右衛門方へ

(傍註筆者)

(28) 元和九年三月八日、寛永十一年正月十一日の両文書ともに津軽家文書(国立史料館蔵)。

(29) 津軽家文書(国立史料館蔵)。

(30) 弘前八幡宮古文書(弘前大学蔵)。当史料については、第三章に簡単な解題を付しておいたので参照されたい。

- (31) 弘前藩庁日記(御国日記)(市立弘前図書館蔵) 安永三年正月二十七日の条。本稿では当該日記を以後、国日記と略記する。
- (32) 右同書、同日の条所収。
- (33) 御定法古格下(市立弘前図書館蔵)と寛政本の御用格(同館蔵) 巻八、延宝九年正月二十一日条(寺社被仰出之部)。同文を収める御定法編年録(同館蔵)には、延宝九年とのみあって、月日の記載がない。
- (34) 右同書、御定法古格下。
- (35) 小館衷三『津軽藩政時代に於ける生活と宗教』(津軽書房、昭和四十八年) 第二編一二五～二六八頁と、池上良正「岩山信仰の近世的淵源」(長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』所収、国書刊行会、昭和五十九年)を参照されたい。
- (36) 『弘前市史』藩政編(弘前市、昭和三十八年) 六三〇～六三二頁。
- (37) 「津軽一統志」(『新編青森県叢書』一、歴史図書社、昭和四十九年) 二二～二三頁。
- (38) 市立弘前図書館蔵。「御用格」には、寛政本、文政本、弘化本、安政本の四本があつて、寛文期から幕末までの藩庁日記(国日記)を書き抜いて編集してある。
- (39) 『栃木県史』史料編近世四(栃木県、昭和五十年) 二二三～二四頁によれば、烏山藩那須家の養子問題に端を發した御家騒動において、三男資徳を那須家に養子に出した津軽信政は、連座して閉門を命ぜられた。
- (40) 前掲註(36)の六二七頁。
- (41) 国日記、天和二年八月十五日の条。
- (42) 「万留帳」(宝永七・享保十一年)によれば、正徳元年に五穀成就祈禱が執行されなかったのは、同年に津軽信政を祭祀する高照神社普請が行われ、それに従事する人足の無事祈禱を専ら執行したためと思われる。
- (43) 国日記、元禄九年正月二十七日・同二月六日の条に、渴者・病者・死者数が詳細に記されている。元禄大飢饉は八幡宮支配下の社家にも深刻な飢饉を強いるものであった。「万留帳」(元禄八年)には、その救済関係史料が収録されている。なお浪川健治「津軽藩政の展開と飢饉」(『歴史』五二輯)は、同飢饉を同藩藩政の転回点になつたとしている。
- (44) 拙稿「東北諸大名と蝦夷地」(『北海道の研究』四、清文堂、昭和五十七年) 七一～七三頁。なお本文中の廻米関係の叙述

は、全て右稿に拠っている。

- (45) 国日記、寛延四年二月十五日の条。
- (46) 国日記、延享二年六月八日・六月二十日・九月二十二日・十月四日の各日の条。大川哲夫「津軽藩における宝暦改革の一考察」(『弘前大学国史研究』三〇号)一〇頁に、この間の事情が詳しい。
- (47) 脇田修『近世封建社会の経済構造』(御茶の水書房、昭和五十三年)三三二〜三三五頁の叙述を参考にした。
- (48) 国日記、寛延三年九月二十二日の条によれば、上方で扶持米代金六千兩のうち二千兩しか調達できなかった。また諸品購入の件は、同年十月二十八日の条。
- (49) 国日記、寛延三年十一月二十七日・同十二月十一日の条。
- (50) 国日記、寛延四年二月七日の条。
- (51) 国日記、寛政九年十月三十日の条には、改めて両社・五山へ「渡海安全之重キ祈禱」を命じたとあり、八幡宮の主張を藩庁が認めたことを裏付けている。
- (52) 『津軽歴代記類』下(『みちのく双書』八集)文化五年二月の条に、長勝寺において文化四年から松前出兵病死者の供養を開始したとある。
- (53) 国日記、元治元年七月二十八日の条。
- (54) 前掲註(52)によれば、天保五年、異国船が、津軽半島巽月村へ接近したので、砲撃によって撃退し、その外にも同様の事件が起った。
- (55) 昭和五十六年度東北史学会・弘前大学国史研究会二十五周年記念合同大会における、浅倉有子氏の発表レジュメによれば、文化四・五年の蝦夷地関係支出の、藩財政の中での割合は、三割を超過しており、財政的な負担は過重であった。
- (56) 近世後期の藩国家とその概念に関しては、横山俊夫氏や田原嗣郎氏など諸氏によって論じられているが、ここでは通説的理解に一応従った。なお各論では、蝦夷地・異国船との関わりについては触れていない。
- (57) 南部藩では、例えば文化九年、領内有力神社である八幡宮各社・鳩森春日大明神に、五穀成就祈禱とともに、「北地行御人教安全之御祈禱」を命じている(盛岡市中央公民館蔵「神社」文化九年)。